

議案第 14 号

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

事業者から排出される事業系一般廃棄物の量が規定量を超える場合の処理要件を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「命ずることができる」を「命ずるものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章から第6章 略 第7章 一般廃棄物の処理等 第28条から第36条 略 (事業者の処理) 第37条 町長は、1回につき80リットルを超える量又は1回につき12キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、法第3条第1項の規定により、その全量を自らの責任において適正に処理するよう命ずるものとする。<u>。ただし、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。</u> 2 略 第38条から第42条 略 第8章から第12章 略 別表 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	目次 略 第1章から第6章 略 第7章 一般廃棄物の処理等 第28条から第36条 略 (事業者の処理) 第37条 町長は、1回につき80リットルを超える量又は1回につき12キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、法第3条第1項の規定により、その全量を自らの責任において適正に処理するよう<u>命ずることができる。</u> 2 略 第38条から第42条 略 第8章から第12章 略 別表 略